（削る）

（事業振興部に置く課）

第三十三条　事業振興部に、次の七課を置く。

都市住宅課
工事管理課
技術管理課
防災課
機械課
デジタル基盤整備課
建設産業課

（機械課の所掌事務）

第三十八条　機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（削る）

（デジタル基盤整備課の所掌事務）

第三十八条の二　デジタル基盤整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業（地方公共団体等からの委託に基づく建設工事等を含む。）に係る電気通信施設の整備及び管理（国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関することを含む。）に関すること。

二　情報システムの整備及び管理に関すること。

（機械企画官及び建設情報・施工高度化推進官）

第四十三条　機械課に、機械企画官及び建設情報・施工高度化推進官それぞれ一人を置く。

2　機械企画官は、命を受けて、機械課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

3　（略）

（削る）

（デジタル基盤整備企画官及び行政情報化推進官）

第四十三条の二　デジタル基盤整備課に、デジタル基盤整備企画官及び行政情報化推進官それぞれ一人を置く。

2　デジタル基盤整備企画官は、命を受けて、デジタル基盤整備課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

3　行政情報化推進官は、命を受けて、情報システムの整備に関する重要事項に関する事務を処理する。

（河川企画官、河川計画調査官、河川計画管理官及び河川調整推進官）

第五十五条　河川計画課に、河川企画官、河川計画調査官、河川計画管理官及び河川調整推進官それぞれ一人を置く。

2　（略）

（行政情報化推進官）

第三十二条の二　情報管理室に、行政情報化推進官一人を置く。

2　行政情報化推進官は、命を受けて、情報管理室の所掌事務のうち、情報システムの整備に関する重要事項に関する事務を処理する。

（事業振興部に置く課）

第三十三条　事業振興部に、次の六課を置く。

都市住宅課
工事管理課
技術管理課
防災課
機械課
建設産業課

（機械課の所掌事務）

第三十八条　機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　直轄事業（地方公共団体等からの委託に基づく建設工事等を含む）に係る電気通信施設の整備及び管理（国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関することを含む。）に関すること。

（新設）

（電気通信官、建設情報・施工高度化推進官及び機械施工管理官）

第四十三条　機械課に、電気通信官、建設情報・施工高度化推進官及び機械施工管理官それぞれ一人を置く。

2　電気通信官は、第三十八条第七号に掲げる事務をつかさどる。

3　（略）

4　機械施工管理官は、命を受けて、第三十八条第三号、第四号及び第五号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（新設）

（河川企画官、河川計画管理官及び河川調整推進官）

第五十五条　河川計画課に、河川企画官、河川計画管理官及び河川調整推進官それぞれ一人を置く。

2　（略）